

2015 年度 現代奴隷法に係る声明（仮訳）

1. この声明について

三菱商事は英国においてもビジネスを展開する事業者として、英国で施行された現代奴隷法第 54 条の定めに基づき、本声明を公表いたします。

本声明は、当社、及びそのサプライチェーン上における奴隷労働や人身売買を防止することを目的に 2015 年度に当社が行った取り組みを開示することを目的としています。

「奴隷労働」や「人身売買」の定義は、同法で規定されていますが、これらは現地の事情によりその定義が異なり得るものであることから、本声明ではあらゆる形態の「現代奴隷」を防止すると共に、当社が事業を通じ、従業員が安全な環境で労働に従事し、また、あらゆる関連法規・国際規範を遵守すべく行っている取り組みを開示します。

本声明は、当社の取締役会の承認を得ており、また当社代表取締役常務執行役員の廣田康人により署名されています。なお、本声明は当社ウェブサイトからもご覧いただけます。

<http://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/csr/management/supplychain.html#a03>

2. 三菱商事について

当社は、国内および海外約 90 カ国に 200 超の拠点をもち、600 社を超える連結対象会社、7 万人を超える従業員と共にビジネスを展開する総合商社です。

地球環境・インフラ事業、新産業金融事業、エネルギー事業、金属、機械、化学品、生活産業の 7 グループにビジネスサービス部門を加えた体制で、幅広い産業を事業領域としており、貿易のみならず、パートナーと共に、世界中の現場で開発や生産・製造などの役割も自ら担っています。

当社の会社情報並びに事業の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/bg/>

3. 三菱商事の企業理念

当社は、「所期奉公」、「処事光明」、「立業貿易」から成り、創業以来の社是である「三綱領」を拠り所に、公正で健全な事業活動を推進しています。

企業行動の指針としての「[企業行動指針](#)」の制定、法令遵守関連社内諸規定の整備、コンプライアンス・オフィサー制の導入、危機管理体制の充実など、常にコンプライアンスの充実を図ってきました。

また、コンプライアンスを徹底するために、法規制や国連が定めた世界人権宣言や国際労働機関の国際労働基準等の国際規範を社員一人ひとりが遵守するとともに、社会規範に沿った責任のある行動をとることを定めた「[三菱商事役員職員行動規範](#)」に宣誓・署名しています。

4. 三菱商事の奴隷労働、人身売買防止に関する考え方

当社は、人権を尊重しており、世界中で展開するビジネスが奴隷労働や人身売買を含めた人権侵害をもたらし又はこれに加担することのないよう、様々な取り組みを行っています。

- 当社は「[社会憲章](#)」において、「人権」及び「労働における基本的権利を尊重し、適切な労働環境の重要性を認め、その確保に努めます」と表明しています。
- 当社の「[人権に関する基本的な考え方](#)」は、世界人権宣言、国際労働基準、安全と人権に関する自主的原則を含め様々な国際規範を支持しています。
- 当社は国連が提唱する「[国連グローバル・コンパクト \(UNGC\)](#)」に2010年より参加しており、UNGCの定める10の原則への支持を宣言しています。UNGC原則4では、「企業は、あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持すべきである」と述べられています。
- 当社は自社内のみならず、そのサプライチェーンにおいても、人権への取り組みを行っています。当社は、サプライヤーの皆様とも当社の考え方を共有すべく、「[サプライチェーンにおけるCSR行動ガイドライン](#)」を定めており、その第1条では「すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。」と強制労働の禁止を明記しています。更に、ガイドラインでは、児童労働、従業員の団結権の尊重や適切な賃金の確保等に関しても規定しています。

5. 2015年度における三菱商事の奴隷労働、人身売買防止に関する取り組み

A) [研修と啓発活動](#)

投融資案件やサプライチェーン上における人権の尊重を含めた当社の理念、並びにガイドラインは、新入社員研修で全ての新入社員に伝承され、様々な社内研修を通じて理解が深まるようにしています。また、同様の研修は海外拠点の従業員や関係会社の社員に対しても実施されています。

当社の研修制度に関する詳細は以下のリンクよりご覧いただけます。

<http://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/about/resource/training.html>

B) 投融資審査における管理

投融資を行う案件に関しては、当該案件が人権侵害をもたらし又はこれに加担することのないよう、社内にて経済的側面だけでなく、**ESG**（環境、社会、ガバナンス）の観点を重要視し、総合的に審議・検討を行っています。この審査プロセスでは、人権保護の重要性にも重きを置く国際金融公社（IFC）のガイドラインや、国際協力銀行（JBIC）の「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」などを参照し、リスク分析を行っています。詳細につきましては、以下 URL にてご覧いただけます。

<http://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/csr/management/framework/>

C) サプライチェーンマネジメント

当社は、そのサプライチェーン上でも人権侵害が発生していないことを確認するべく、サプライチェーンマネジメントに取り組んでいます。取り組みの一環として、農業やアパレル産業など、奴隷労働や人身売買のリスクが高い分野において定期的なサプライヤー調査を行っています。

更に、当社はこの取り組みをより確かなものとするべく、当社が定める「サプライチェーンにおける **CSR 行動ガイドライン**」の遵守状況を確認するサプライヤー視察を行っています。視察を通じて、本ガイドラインに違反する事例が確認された場合には、対象となるサプライヤーには是正措置を求めるとともに、必要に応じて、指導・支援を行います。継続的な指導・支援を行っても、是正が困難と判断された場合には、当該サプライヤーとの取引を見直します。2015 年度の調査結果につきましては、以下 URL よりご確認いただけます。

<http://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/csr/management/supplychain.html#a02>

6. 今後に向けて

当社は、人権という裾野の広い課題に取り組むに際し、世界中で展開する事業、サプライチェーン上で奴隷労働や人身売買などの人権侵害が発生していないことを確認すべく、継続的な取り組みを行うことが重要だと考えています。

当社は、人権に関する課題の重要性を認識し、今後も、人権侵害の発生を防止するのみならず、これを特定し、インパクトを最小化するべく事業活動に取り組んで参ります。

7. 取締役会の承認

私、廣田康人は、「2015年度 現代奴隷法に係る声明」の内容が事実であり、当社取締役会の承認を得たものであることを証明いたします。

2016年8月3日



廣田 康人

三菱商事株式会社

代表取締役 常務執行役員